

浜松市立小中学校空調設備整備事業

実施方針

2019年1月18日

浜松市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容	1
2	特定事業の選定及び公表	3
II	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	募集及び選定の方法	5
2	事業者選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3	募集及び選定等の手続き	6
4	入札参加者の構成	9
5	入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
6	事業提案の審査及び落札者決定に関する事項	13
7	SPC の設立等	15
8	入札提出書類（提案書）の取扱い	15
III	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1	リスク分担の方法等	16
2	業務品質の確保	16
IV	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
1	疑義対応	18
2	紛争処理機関	18
V	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1	事業の継続性に関する基本的考え方	19
2	継続が困難となった場合の措置	19
VI	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1	法制上及び税制上の措置	20
2	財政上及び金融上の支援	20
VII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1	議会の議決	21
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	21
3	入札参加に伴う費用負担	21
4	情報公開及び情報提供	21
5	実施方針等に関する問合せ先	21
別紙1	リスク分担表（案）	22
別紙2	本事業の対象校一覧	26

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

浜松市立小中学校空調設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者

浜松市長 鈴木康友

(3) 事業の目的

浜松市（以下「市」という。）は、小中学校における学校教育環境向上の一環として、市立小中学校 80 校（以下「対象校」という。）の普通教室など、1,294 教室（以下「対象室」という。）に、空気調和設備（以下「空調設備等」という。）を新たに設置する、浜松市立小中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を行う。

本事業の実施に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I（Private Finance Initiative）法」という。）に基づく事業として実施することを検討しており、市立小中学校空調設備等の設計、施工及び維持管理を一体的に実施することで、民間事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用し、短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するとともに、維持管理を含めた事業として実施し、効率的かつ効果的な運用を行うことで、市の財政負担の縮減を図ることを目的とする。

(4) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）が、市と事業契約を締結し、選定事業者が空調設備等の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて維持管理業務を行う B T O（Build-Transfer-Operate）方式とする。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（2019 年 12 月中旬を予定）から、2033 年 3 月 31 日までの約 13 年間とする。

③ 事業の範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

ア 設計業務

(ア) 設計のための事前調査業務

(イ) 施工に係る設計業務

(ウ) その他付随する業務

イ 施工業務

- (ア) 施工のための事前調査業務
- (イ) 施工業務（空調設備等の導入に伴う一切の工事）
- (ウ) その他付随する業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 施工に係る工事監理業務
- (イ) その他付随する業務

エ 所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への所有権移転業務

オ 維持管理業務

- (ア) 空調設備等の維持管理のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務
- (ウ) 空調設備等に係る緊急時対応業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (オ) 空調設備等の運用に係る助言・支援業務
- (カ) 空調設備等の法定点検業務
- (キ) その他付随する業務

カ 移設等業務

- (ア) 対象校の学級増減、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務

なお、エネルギー供給は、本事業の範囲に含まない。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用は、市が負担する。

④ エネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において電気、都市ガスまたは液化石油ガスのいずれかから設定することとし、エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとする。なお、エネルギーは組み合わせて提案できることとする。

⑤ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下のとおりである。なお、支払方法の詳細は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、様式集、その他必要な資料（以下「入札説明書等」という。）において提示する。

ア 設計、施工、工事監理及び所有権移転等に係る対価

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監

理及び所有権移転等に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）については、事業契約書において予め定める額の一部を所有権移転完了時、残りを維持管理期間にわたり選定事業者を支払うことを想定している。

なお、設計・施工等のサービス対価には、選定事業者が空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施にあたって金融機関等からの借入れ等を行う場合、その金利分を含むものとする。

イ 維持管理等に係る対価

市は、空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）については、事業契約書において予め定める額を維持管理期間にわたり選定事業者を支払うことを想定している。

なお、空調設備等の運転に必要なエネルギー費用及び上記③カに示す空調設備等の移設等に係る費用は市が負担するものとする。

(5) 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき関係法令・基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(6) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

- 基本協定の締結 2019年8月又は9月
- 事業契約の締結 2019年12月
- 事業期間
 - ・設計・施工期間 事業契約締結日～2021年3月末
 - ・維持管理期間 所有権移転後～2033年3月末

(7) 事業期間終了後の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約書に定める空調設備等の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、事業期間終了時の性能基準は、市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約書に規定する。

(8) 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表後における事業者からの質問、意見等を踏まえ、特定事業選定までに、実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ウェブサイトにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定

市は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施

できると判断したときは、本事業をP F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、市ウェブサイトにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業は、選定事業者には設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、選定事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、市が支払うサービス対価の額に加え、事業者の設計、施工、工事監理、維持管理等の業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 事業者選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

2019年1月18日	実施方針等の公表
2019年1月21日から 1月24日まで	実施方針等に関する説明会の申込受付
2019年1月25日	実施方針等に関する説明会
2019年1月25日から 1月30日まで	実施方針等に関する質問及び意見の受付
2019年2月から3月まで	参考図書（詳細提案校（入野小学校・積志中学校）分）の貸与申込受付
2019年2月13日	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答の公表
2019年3月	特定事業の選定及び公表
2019年3月	入札公告（入札説明書等の公表）
2019年3月	入札説明書等に関する説明会の開催
2019年3月から4月まで	参考図書（全対象校分）の貸与申込受付
2019年4月	現地見学会（対象校全校）の申込受付
2019年4月	現地見学会（対象校全校）の開催
2019年4月	入札説明書等に関する第1回質問の受付
2019年4月	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表
2019年5月	入札説明書等に関する第2回質問の受付
2019年5月	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表
2019年5月	入札参加資格審査書類の受付
2019年5月又は6月	入札参加資格審査結果の通知
2019年6月	入札提出書類（提案書）の受付
2019年8月	落札者の決定及び公表
2019年8月又は9月	基本協定の締結
2019年9月	仮契約の締結
2019年12月	本契約の締結

3 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きは、以下のとおり行う。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 参考図書の貸与

市は、詳細提案校（入野小学校・積志中学校）の対象校現況資料及び対象校・対象室図示図面からなる参考図書を貸与する。申込み及び貸与期間については、Ⅶ・5に記載のホームページにて2019年2月中に公表する。なお、詳細提案校以外の対象校を含む全対象校の現況資料及び対象校・対象教室図示図面からなる参考図書の貸与については、入札説明書において示す。

(2) 実施方針等に関する説明会の開催

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、市の考え方の説明を行う。

説明会日時・場所	日時：2019年1月25日（金）午前10時～午前11時30分 場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室
参加者	本事業への参画を検討している事業者（1社2名まで）
参加申込期間	2019年1月21日（月）午前9時00分から 2019年1月24日（木）午前11時00分まで
参加申込方法	実施方針等に関する説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、浜松市教育委員会学校教育部教育施設課まで、エクセルファイル添付にて提出すること。 ※アドレス等は本実施方針末尾のⅦ・5の問合せ先に記載。 なお、市は参加申込メール受信後、着信が完了したことを電子メールで返信する。万が一、2019年1月24日（木）正午までに返信がない場合は、教育施設課まで連絡すること。
留意事項	説明会会場及び現地では資料を配付しないため、本市ウェブサイトに掲載している実施方針等を持参すること。
質疑応答	説明会及び現地において、質疑応答の時間は設けない。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を、以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

2019年1月25日（金）から2019年1月30日（水）午後5時15分まで

② 受付方法

実施方針等に関する意見・質問書（様式第2号）に記入の上、浜松市教育委員会学校教育部教育施設課まで電子メールでのエクセルファイル添付にて提出すること。
※アドレス等は本実施方針末尾のⅦ・5の問合せ先に記載

③ 公表

受け付けた質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるも

のを除き、特定事業の選定時まで市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問を行った者の事業者名は公表しない。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札公告を行い、入札説明書等を市ウェブサイトにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を開催し、市の考え方について説明する。なお、具体的な日程、申込方法等は、入札説明書において示す。

(6) 現地見学会の開催

本事業の対象校全校を対象とした現地見学会の開催を予定している。現地見学会の詳細については、入札説明書において示す。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問を行った者の事業者名は公表しない。

質問の受付及び回答は、2回程度行うことを予定している。

(8) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、入札参加資格審査書類を提出するものとし、入札参加資格審査結果は、当該事業者（各グループの代表企業）に通知する。

なお、入札参加資格審査書類の提出時期、提出方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

(9) 入札提出書類（提案書）の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札提出書類（提案書）を受け付ける。なお、入札提出書類（提案書）の提出時期、提出方法、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

(10) 落札者の決定及び公表

入札参加者から提出された入札提案書（提案書）を浜松市立小中学校空調設備整備事業におけるPFI専門委員会（以下「PFI専門委員会」という。）が審査する。審査結果及び落札者については、速やかに入札提出書類（提案書）の提出事業者に通知するとともに公表する。なお、PFI専門委員会については後述する。

(11) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提出書類（提案書）に基づき、基本協定を締結する。基本協定の締結を持って、落札者を事業予定者とする。

(12) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と、市議会の議決を経て事業契約を締結する。

(13) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

4 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、I・1・(4)・③に示す業務を担う法人を含むグループとし、以下に定義する構成企業及び協力企業で構成されるものとする。

構成企業	入札参加者を構成する法人で、SPC から業務を直接受託又は請負し、SPC に出資を行う者
協力企業	入札参加者を構成する法人で、SPC から業務を直接受託又は請負するが、SPC には出資を行わない者

(2) 構成企業等の明示

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめ入札参加者の代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続き等を行うこと。また、入札参加資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成企業及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成企業又は協力企業が、I・1・(4)・③に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう。（以下同じ。）

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業又は協力企業が、事業予定者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成企業および協力企業の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について、Ⅱ・６・（１）で示すPFI 専門委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- ② 参加資格確認基準日から入札説明書類（提案書）の提出締切日までの間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ④ 直前 2 年間の国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体ではないこと。
- ⑥ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。
- ⑦ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。
- ⑨ PFI 専門委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑩ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・株式会社 東畑建築事務所
 - ・弁護士法人 関西法律特許事務所
- ⑪ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者ではないこと。
 - ア 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - イ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
 - ウ 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管

理者に該当する者。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業のうち、以下の①～⑤の各業務を行うものは、以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、ア、イの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は1者以上が該当すること。

ア 本市の平成 31・32 年度入札参加資格登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を、代表者もしくは、参加資格確認基準日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。

ウ 2004 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

② 施工業務及び移設等業務を行う者

施工業務及び移設等業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合は、ア及びイの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は1者以上が該当すること。

ア 本市の平成 31・32 年度入札参加資格登録業者名簿（建設工事 業種：管工事または電気工事）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

イ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ 資格者名簿の「管工事」にあつては、2004 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

ア 本市の平成 31・32 年度入札参加資格登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業

種：建築関係コンサルタント)に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を、代表者もしくは、参加資格確認基準日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。資格を、代表者もしくは、参加資格確認基準日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。

ウ 2004年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計又は工事監理の実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の事業者で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

ア 本市の平成31・32年度入札参加資格登録業者名簿(業務委託(建設工事関連業務委託を除く)・賃貸借(土地又は建物の賃貸借を除く)賃貸借)に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

イ 事業者が選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

ウ 2004年度以降に、完成済みの教育施設とそれに類する施設を対象とする、空調に関する維持管理の実績を有していること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

⑤ 上記以外の業務を行う者

ア 本市の平成31・32年度入札参加資格登録業者(業務委託・賃貸借)に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

構成企業又は協力企業は、本事業の実施にあたり、所有権移転業務を除く各業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4) 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を

満たさなくなった場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

① 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

② 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする。（「入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

③ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切の責を負わない。

ただし、残存企業のみ又は喪失企業と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、市が認めた場合は、再構成後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。（この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、仮契約を解除するものとする。

6 事業提案の審査及び落札者決定に関する事項

(1) PFI 専門委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する PFI 専門委員会において行う。PFI 専門委員会委員は、以下のと

おりである。

専門・区分	氏名（敬称略）	所属等
建築設備・建築環境	奥宮 正哉	名古屋大学大学院環境学研究科 都市環境学専攻 教授
法務関連	辻 慶典	辻慶典法律事務所 弁護士
建築設備・温熱環境	都築 和代	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
建築設備・環境教育	中野 民雄	静岡文化芸術大学 デザイン学部 准教授
市関係者	松原 剛史	浜松市財務部長
市関係者	伊熊 規行	浜松市学校教育部長
学校関係者	原田 功	浜松市立伊目小学校校長

※敬称略

（２）審査の内容

PFI 専門委員会においては、入札額（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行うものとする。

市は、PFI 専門委員会の評価結果を受けて、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。

（３）審査の手順

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

① 入札参加資格審査

入札参加者の各構成企業及び協力企業が、入札説明書等に示す共通の参加資格要件及び各担当業務の個別の参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

② 提案審査

提案審査は、入札参加資格審査を通過した者から提出された入札提出書類（提案書）について、後日公表する落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、PFI 専門委員会において提案審査として下記の価格審査及び性能審査を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

ア 価格審査

入札価格を評価する。なお、評価方法は、入札説明書等で示す。

イ 性能審査

入札参加者が提出した入札提出書類（提案書）に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を評価する。

（４）落札者の決定・公表

入札参加者から提出された入札提出書類（提案書）を PFI 専門委員会が審査し、その結果を受け、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

また、落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、市ウェブサイトにおいて公表する。

（５）選定事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合又はいずれの入札参加者の提案によっても、財政負担縮減の達成が見込めない場合などの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表する。

7 SPC の設立等

- ① 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立すること。なお、SPC は浜松市内に設立するものとする。
- ② 構成企業は当該会社に対して、出資すること。なお、代表企業は SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。
- ③ SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ④ SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

8 入札提出書類（提案書）の取扱い

（１）著作権

入札提出書類（提案書）の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号）に基づき、応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で使用する事ができるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が浜松市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

Ⅲ 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、適切なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、またより低廉なコストで公共サービスの提供をめざすものであり、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって業務を遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」によることとする。なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、リスク分担に関する条件を明確化するとともに、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として示す。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に関する質問及び回答、入札提出書類（提案書）及びヒアリング実施時の質問回答等を要求水準とする。

(2) 選定事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持・改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が要求水準を満たすことを選定事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含するものとする。なお、詳細は入札説明書等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する各業務についてモニタリングを行う。モニタリングに

あたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用するとともに、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時、市が決めた方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとし、選定事業者は市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとする。なお、本事業において事業契約書において定められた要求水準を満たすことは選定事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはない。

モニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等において示し、事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングを行った結果、選定事業者が実施する各業務の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告、サービス対価の減額、契約解除等の措置を行う。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、事業契約書において定めるものとする。

IV 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続性に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPC の設立等により出資者からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において、選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 上記①の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について市に賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、選定事業者は生じる損害について市に賠償を求めることができるものとする。その具体的内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、選定事業者は、市が行う交付金申請に係る手続き等について必要な協力を行うこと。

VII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を浜松市議会平成 31 年第 1 回定例会に、契約に関する議案を浜松市議会平成 31 年第 4 回定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は、日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ウェブサイトにおいて公表する。

5 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は以下のとおりとする。

担 当	浜松市教育委員会学校教育部教育施設課
住 所	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 2 番 1 号 イーステージ浜松オフィス棟 6 階
電 話	053-457-2403
F A X	053-457-2404
E-mail	shisetsu2@city.hamamatsu-szo.ed.jp
ウェブサイト	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shisetsu/pfi.html

別紙1 リスク分担表（案）

1 共通事項

リスクの種類	No	リスク内容	リスク分担		
			市	選定事業者	
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○		
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	法人税に関する変更		○
		6	消費税、法人税以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2	
	社会リスク	住民対応リスク	10	空調設備等の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			選定事業者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償リスク		13	選定事業者の行う業務に起因する事故、選定事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	○ ※3	
経済リスク	資金調達リスク	16	市が必要な資金を調達できない場合	○	
		17	選定事業者が必要な資金を調達できない場合		○
	物価変動リスク	18	設計・建設段階の物価変動		○
		19	維持管理段階の物価変動	○ ※4	○ ※4
	金利変動リスク	20	基準金利確定前における割賦金利の変動	○	
21		基準金利確定後における割賦金利の変動		○ ※5	

2 設計・施工段階

リスクの種類	No	リスク内容	リスク分担		
			市	選定事業者	
測量・調査リスク	22	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○		
	23	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	24	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかつた重大な欠陥が発見された場合	○		
計画リスク	設計リスク	25	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	26	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		28	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延リスク	29	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		30	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理リスク	31	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	32	工事完了後、市側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
技術進歩リスク	33	計画・建設段階における技術進歩に伴い、空調設備等の内容に変更が必要となる場合	○		

3 維持管理段階

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	選定事業者
維持管理 リスク	要求水準未達リスク	34	選定事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	35	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		36	設備機器の通常劣化等による性能の低下		○
	設備瑕疵リスク	37	事業期間中に空調設備等の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	38	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		39	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	設備損傷リスク	40	空調設備等の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
41		市の責めにより空調設備等が毀損傷した場合	○ ※6		
42		選定事業者の責めにより空調設備等が損傷した場合		○	
運営 リスク	エネルギーコスト変動リスク	43	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		44	空調設備等の使用時間が変動する場合	○	
	45	空調設備等の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※7	
事業期間終了時の性能リスク		46	事業期間終了時における要求水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様に変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、選定事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、選定事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は選定事業者に損害賠償請求を行わないこととし、選定事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または選定事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを選定事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※5 基準金利がマイナスとなった場合は、基準金利をゼロとみなす。
- ※6 「市の責めにより空調設備等が毀損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※7 事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く）、選定事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは選定事業者が負担することとする。

別紙2 本事業の対象校一覧

■小学校

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
1	西小学校	中区 鴨江町 70-1	19	与進小学校	東区 天王町 1351
2	東小学校	中区 中央二丁目 2-1	20	豊西小学校	東区 豊西町 1551
3	県居小学校	中区 東伊場二丁目 5-1	21	笠井小学校	東区 笠井町 1050
4	相生小学校	中区 向宿三丁目 8-1	22	中ノ町小学校	東区 中野町 427-1
5	竜禅寺小学校	中区 龍禅寺町 844	23	芳川小学校	南区 芳川町 206-1
6	追分小学校	中区 布橋一丁目 9-1	24	飯田小学校	南区 飯田町 978
7	佐藤小学校	中区 佐藤二丁目 32-1	25	花川小学校	中区 花川町 781
8	広沢小学校	中区 広沢二丁目 51-1	26	入野小学校	西区 入野町 8757
9	曳馬小学校	中区 曳馬一丁目 1-35	27	積志小学校	東区 積志町 1497-1
10	富塚小学校	中区 富塚町 1803	28	篠原小学校	西区 篠原町 10300
11	白脇小学校	南区 寺脇町 431	29	村櫛小学校	西区 村櫛町 2551
12	蒲小学校	東区 神立町 5	30	砂丘小学校	南区 白羽町 2512
13	浅間小学校	中区 西浅田二丁目 12-1	31	中郡小学校	東区 中郡町 915
14	鴨江小学校	中区 西伊場町 4-1	32	佐鳴台小学校	中区 佐鳴台三丁目 31-1
15	新津小学校	南区 新橋町 777	33	富塚西小学校	中区 富塚町 3541
16	河輪小学校	南区 東町 333	34	芳川北小学校	南区 頭陀寺町 1046-1
17	城北小学校	中区 住吉一丁目 23-1	35	西都台小学校	西区 西鴨江町 1106
18	和田小学校	東区 薬師町 273-2	36	和田東小学校	東区 安間町 437-2

37	大平台小学校	西区 大平台三丁目 6-1	46	三ヶ日西小学校	北区 三ヶ日町三ヶ日 301-1
38	気賀小学校	北区 細江町気賀 11529-1	47	平山小学校	北区 三ヶ日町平山 200
39	西気賀小学校	北区 細江町気賀 9994-1	48	尾奈小学校	北区 三ヶ日町下尾奈 1431
40	伊目小学校	北区 細江町気賀 3241	49	双葉小学校	中区 海老塚二丁目 5-1
41	中川小学校	北区 細江町中川 2553	50	引佐北部小学校	北区 引佐町四方浄 134-6
42	井伊谷小学校	北区 引佐町井伊谷 680	51	南の星小学校	南区 西島町 1148-1
43	金指小学校	北区 引佐町金指 1369	52	庄内小学校	西区 庄内町 100
44	奥山小学校	北区 引佐町奥山 1101-1	53	中部小学校	中区 松城町 108-1
45	三ヶ日東小学校	北区 三ヶ日町都筑 2266-2			

■中学校

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
1	東部中学校	南区 飯田町 1038	15	入野中学校	西区 入野町 17059
2	南部中学校	中区 龍禅寺町 706	16	積志中学校	東区 有玉北町 1200
3	北部中学校	中区 文丘町 28-1	17	篠原中学校	西区 篠原町 20200-1
4	中部中学校	中区 松城町 108-1	18	庄内中学校	西区 庄内町 100
5	八幡中学校	中区 野口町 1533	19	江南中学校	南区 江之島町 1266-3
6	曳馬中学校	中区 曳馬四丁目 2-15	20	東陽中学校	南区 西町 700
7	新津中学校	南区 新橋町 748	21	佐鳴台中学校	中区 佐鳴台三丁目 32-1
8	江西中学校	中区 神田町 123	22	富塚中学校	中区 富塚町 460-1
9	蜷塚中学校	中区 蜷塚二丁目 15-1	23	可美中学校	南区 増楽町 700
10	天竜中学校	東区 龍光町 43	24	細江中学校	北区 細江町気賀 7300-1
11	与進中学校	東区 市野町 1405-1	25	引佐南部中学校	北区 引佐町横尾 426
12	笠井中学校	東区 笠井町 1055	26	引佐北部中学校	北区 引佐町四方浄 134-6
13	南陽中学校	南区 芳川町 80	27	三ヶ日中学校	北区 三ヶ日町宇志 1320-5
14	神久呂中学校	西区 大久保町 6633			